

鳥取県公報

令和元年 5 月 28 日 (火) 第 9 1 0 5 号

每週火 • 金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	生活保護法による医療機関の指定(37)(福祉監査 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(38) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定	(") • • • • • • • • 2
			大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (7件) 大規模小売店舗の廃止の届出 (47) (")・・・・ 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (48・49)	(40~46) (企業支援課) ・・・・・2 ・・・・・7
\Diamond	公	告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況(県民課)・・ 鳥取県情報公開条例の運用状況(〃)・・・・・・	

示

鳥取県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」とい う。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活 保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により 次のとおり告示する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指定年月日				
おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭397-20	平成31年4月1日				
ウェルネス薬局米原6丁目店	米子市米原六丁目6-6	令和元年5月1日				

鳥取県告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」 という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃 止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例 による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日			
おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭397-20	平成31年3月31日			

鳥取県告示第39号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条の2第1項の規定に基づ き、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を次のとおり定めたので、同条第4項において準用する同法第4 条第5項の規定により告示する。

(「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所生活環境局生活安 全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県告示第40号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 鳥取ショッピングシティ 鳥取市天神町1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社日ノ丸総本社 鳥取市古海601-4 代表取締役 岡 周一 朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町二丁目 6-1 代表取締役 木村 博紀

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 弘人 朝日生命保険相互会社 代表取締役 木村 博紀

変更後 株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 岡 周一 朝日生命保険相互会社 代表取締役 木村 博紀

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (2)

変更前 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 岡崎 双一 株式会社キャンドゥ 東京都新宿区北新宿二丁目21-1 代表取締役 城戸 一弥 株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町4-8 代表取締役 宮脇 範次

変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 井出 武美 株式会社キャンドゥ 東京都新宿区北新宿二丁目21-1 代表取締役 城戸 一弥 株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町4-8 代表取締役 宮脇 範次

4 変更年月日

平成30年6月27日ほか

5 届出年月日

平成31年4月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第41号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取グリーンシティ 鳥取市若葉台北六丁目1

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 一般財団法人鳥取開発公社 理事長 羽場 恭一 鳥取市西町二丁目311
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈

変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二

4 変更年月日

平成30年6月14日ほか

5 届出年月日

平成31年4月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第42号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稲348ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

平成31年4月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第43号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イオンモール鳥取北ウエストコート 鳥取市南隈101ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

変更後 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之

4 変更年月日

平成30年6月1日ほか

5 届出年月日

平成31年4月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第44号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター 米子市末広町311

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 米子市 米子市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 米子市 米子市長 野坂 康夫 米子市加茂町一丁目1 変更後 米子市 米子市長 伊木 隆司 米子市加茂町一丁目1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日

平成29年4月24日ほか

5 届出年月日

平成31年4月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第45号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157

- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4-1 株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 6の書類に記載のとおり

4 変更年月日

平成31年2月1日ほか

5 届出年月日

平成31年4月15日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日吉津村建設産業課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第46号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第5号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3

項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トリニティモール (Bゾーン) 鳥取市南隈173-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一 鳥取市商栄町251-8

3 変更する事項

施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

変更前 226台

変更後 177台

4 変更年月日

令和2年1月14日

5 届出年月日

令和元年5月13日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和元年5月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第47号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第5項の規定に基づき、大規模小 売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積(以下「基準面積」と いう。)以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要等を告示する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホテイ堂本館

倉吉市堺町二丁目244

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 天野 達也 倉吉市河原町1770

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 5,636.86平方メートル

変更後 0平方メートル

4 基準面積以下となる年月日

平成29年12月13日

5 基準面積以下とする理由

店舗を閉鎖し、建物を倉吉市に譲渡するため

6 届出年月日

平成31年4月23日

鳥取県告示第48号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を令和元 年5月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第49号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を令和 元年5月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第53条の規定により、平成30年4月1日から平成31年 3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求	求 処理状況										
夫	件数	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他				
知事 (知事部局)	44	40	5	0	33	0	0	0				
知事(企業局)	0	0	0	0	0	0	0	0				
教育委員会	12	5	7	0	0	0	0	0				
公安委員会	0	0	0	0	О	0	0	0				
警察本部長	43	0	42	1	1	1	0	0				
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0				
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
収用委員会	0	0	0	0	0	0	О	0				
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	О	0	0	0				
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0				
地方独立行政法人鳥取県	0	0	0	0	О	0	0	0				
産業技術センター												
公立大学法人公立鳥取環	0	0	0	0	0	0	0	0				
境大学												
合 計	99	45	54	1	34	1	0	0				

⁽注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を 行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数				
知事(知事部局)	166				
知事(企業局)	0				
教育委員会	2,874				
警察本部長	123				
人事委員会	276				
病院事業管理者	53				
合 計	3, 492				

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をす ることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関 (知事(知事部局及び企業局)、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者) のみであ

- 3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況 請求なし
- 4 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況 請求なし
- 5 審査請求の件数及び処理状況 請求なし
- 6 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数 申出なし
- 7 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の件数及び処理状況
 - (1) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

募集年度	提案の募集期間	提案等の件数及び処理状況
平成29年度	平成30年3月16日から同	2件の提案があったが、いずれも取下げ
	年4月16日まで	
平成30年度	平成31年3月1日から同	提案なし
	年4月1日まで	

(2) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案 提案なし

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第41条の規定により、平成30年4 月1日から平成31年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	建			処	理	状	況		
	雨水件剱	全部開示	部分開示	非開示	不存在	Ŧ	請求拒否	取下げ	処理中
	282	238	29	0		22	3	5	0

- (注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。
- 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を 行ったものがあるからである。
- 2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 美	公文書開示請求				
	19				
	元気づくり総本部 危機管理局	2			
	総務部	16			
	地域振興部	6			
	観光交流局	2			
	福祉保健部	20			
知事(知事部局)	生活環境部	78			
	商工労働部	2			
	農林水産部	11			
	県土整備部	4			
	会計管理局	0			
	中部総合事務所	3			
	西部総合事務所	28			
	小 計	191			
知事(企業局)	0				
教育委員会		45			
公安委員会		1			
警察本部長	34				
選挙管理委員会		4			
人事委員会		0			
監査委員		0			
労働委員会		0			
収用委員会		1			
海区漁業調整委員会		0			
内水面漁場管理委員	会	0			
病院事業管理者		4			
地方独立行政法人鳥	最取県産業技術センター	0			
公立大学法人公立点	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1			
鳥取県住宅供給公社	<u> </u>	0			
鳥取県土地開発公社	<u></u>	0			
公益財団法人鳥取県	0				
公益財団法人鳥取県	0				
一般財団法人鳥取県	0				
公益財団法人鳥取界	0				
公益財団法人鳥取界	0				
指定管理者	1				
合	計	282			

3 審査請求の件数及び処理状況

(件)

		処	理	状	況	,
件 数	鳥取県情報公開審議会					

令和元年 5 月 28 日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第 9105 号

	諮	問	審議中	答	申	認	容	一部認容	棄	却	却	下	検討中	取下げ	
2		1	1		0		0	0		0		0	2	0	